

A 様

静岡市監査委員 遠藤 正方  
同 白鳥 三和子  
同 寺澤 潤  
同 稲葉 寛之

静岡市職員措置請求について（通知）

令和6年6月21日付け地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された静岡市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、次のとおり結果を通知します。

第1 結果

本件請求については、合議により次のように決定した。  
本件請求を却下する。

第2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

住所 静岡市葵区

氏名 A

2 請求書が提出された日

令和6年6月21日

3 本件請求の要旨

請求人の主張は多岐にわたっているが、静岡市職員措置請求書に記載の事項のうち、法第242条第1項の規定により住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等に関する請求の要旨は、大要、次のとおりである。

保健所職員が請求人に対して行った指導等の行為は、薬機法、関税三法、公務員の規則（個人輸入代行の指導・取締り等について）に違反し、日本国憲法第22条で保障されている営業の自由を侵害し、虚偽告訴罪、偽計業務妨害罪、刑法第61条の教唆に該当する。このような職員に静岡市が給料を支払うのは不正な会計支出に当たり、静岡市が被る潜在的な損害は計り知れないため、静岡市による当該職員に対する給料の差止めを求める。

第3 結果の理由

## 1 住民監査請求の対象となる行為について

住民監査請求は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為等の予防又は是正を図ることを本来の目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」（以下「財務会計上の行為」という。）又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」（以下「怠る事実」という。）に限定されている。請求人の主張の中には、保健所職員が行った指導等が違法又は不当であり、これに対する何らかの措置を講ずることを求めているかのように解される部分が含まれているが、当該指導等が住民監査請求の対象である財務会計上の行為又は怠る事実に当たらないことは明らかである。本請求は公金の支出に該当する保健所職員に対する給料の支給が違法又は不当であると主張するものとして検討を進める。

## 2 講ずることを求める措置について

請求人は、請求書に「静岡市によるBに対する給料の差し止め。民事裁判、損害賠償請求事件事件番号 令和6年（ワ）第18号で記載されている事実解明。指導、告発の取り消し。Aの名誉回復、テロリスト撲滅のためにBを静岡市が東京地検に告発する」ことを講ずることを求める措置として記載している。

財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当な場合に、法第242条第1項の規定により求めることができる措置は、①当該行為の事前の防止、②当該行為の事後的な是正、③当該怠る事実を改めること、④当該行為又は怠る事実によって当該地方公共団体の被った損害を補填することであると解されているところ、請求人が求める措置のうち「民事裁判、損害賠償請求事件事件番号 令和6年（ワ）第18号で記載されている事実解明。指導、告発の取り消し。Aの名誉回復、テロリスト撲滅のためにBを静岡市が東京地検に告発する」ことは、上記①から④までのいずれの措置にも当たらないことは明らかである。

上記の請求書の引用箇所の記載によると、請求人は、将来に向かって保健所職員に対する給料の支給の差し止めを求めるものと読み取れるが、請求書には財務会計上の行為から1年経過した理由が記載されていることから、過去に支給した給料についても返還請求その他損害を補填するための措置を求めるものと解することもできる。この場合、前述した給料の支給だけでなく、支給した給料の返還請求権の行使を怠る事実についても請求の対象となる可能性があるが、当該怠る事実は、給料の支給という行為が違法又は不当であることに基づいて発生する行為であることから「不真正怠る事実」であるところ、このような怠る事実を対象とする請求は法242条第2項に規定する請求期間の制限を受けることとなる（最高裁判所昭和62年2月20日判決）。また、住民が相当な注意力をもって調査したときに、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に対象となる財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができたときか

ら相当な期間内に監査請求したときは、「正当な理由」があるとして、当該行為があった日又は終わった日から1年を経過しても監査の対象となる（最高裁判所平成14年9月12日判決）が、後述するとおり、公務員の給料は、法、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びその規定に基づき定められる条例によって支給されるものであり、そのことは相当な注意力を有する住民であれば知ることができるものであるから、1年が経過した後には請求する正当な理由があると認めることはできない。

以上から、請求人が求める措置は、将来に向かって保健所職員に対する給料の支給を差し止めること及び過去1年以内に当該職員に支給された給料について返還請求その他損害を補填することであると解する。

### 3 対象行為の違法性又は不当性及び市が被る損害について

住民監査請求の対象は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実であることから、請求人は、当該行為等が違法又は不当であることについて具体的な理由を摘示する必要がある（東京高等裁判所平成3年8月28日判決）。また、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬとされている（最高裁判所平成6年9月8日判決）ことから、本件請求が法に適合すると判断するためには、当該職員への給料の支給により静岡市に現に損害が生じていること又は将来損害が生じるおそれがあることが必要であると解される。

請求人は、保健所職員が行った指導等が薬機法、関税三法、公務員の規則（個人輸入代行の指導・取締り等について）に違反し、日本国憲法第22条で保障されている営業の自由を侵害し、虚偽告訴罪、偽計業務妨害罪、刑法第61条の教唆に該当する等の主張を繰り返しているものの、そのことが給料の支給そのものの違法性又は不当性に結びつかない。

地方公共団体の職員の給料に関し、法第204条第1項には普通地方公共団体は、常勤の職員に対し給料を支給しなければならない旨が、同条第3項には給料の額及びその支給方法は条例で定めなければならない旨がそれぞれ規定されており、地方公務員法第24条第5項においても職員の給与は条例で定める旨が規定されている。そして、静岡市の職員の給料は、同項に基づき定められた静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）の規定により支給されているところ、同条例第8条第2項には職員への給料は毎月21日に支給する旨が規定されている。その一方で、次の場合には、特定の期間の給料が減額され、又は特定の期間の給料が支給されないこととなるが、職員に対する給料の支給を差し止める法令上の規定はない。

- (1) 職員が所定の勤務日において勤務しないとき（給与条例第38条）。
- (2) 地方公務員法第29条に規定する懲戒処分として減給処分を受けたとき（静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年静岡市条例第30号。以下「懲戒手續条例」という。）第3条）。
- (3) 地方公務員法第29条に規定する懲戒処分として停職処分を受けたとき（懲戒手

続条例第4条第3項)。

職員が所定の勤務日に勤務を続ける限り、静岡市は当該職員に対して給料を支給しなければならない。仮に、職員に懲戒免職になるような事情があったとしても、静岡市は、職員が勤務を続ける限り、免職処分がされるまで給料を支給する義務を免れないと解される。

静岡市が、現に在職し、所定の勤務日に勤務を続ける職員に給料を支給したこと又は将来給料を支給することは、給与条例の規定に基づく必要な行為に過ぎないのであり、静岡市に現に損害が生じている又は将来損害を生じるおそれがあると認める事情は存在しないことから、違法性又は不当性の点においても、市が被る損害の点においても、住民監査請求の対象となる行為であると解することはできない。したがって、本件請求は不適法なものと言わざるを得ない。

#### 4 結論

以上のことから、本件請求は、不適法な請求として却下を免れない。

よって、第1のとおり決定する。